

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

- 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）……………1
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第九条関係）……………1

○ 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
○ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		目次	目次
		第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 遊漁船業（第三条—第二十三条） 第三章 遊漁船業団体等（第二十四条—第二十八条） 第四章 雜則（第二十九条—第三十二条） 第五章 罰則（第三十三条—第三十八条） 附則	第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 遊漁船業（第三条—第十九条） 第三章 遊漁船業団体（第二十条—第二十三条） 第四章 雜則（二十四条—第二十七条） 第五章 罰則（第二十八条—第三十三条） 附則
（目的）		（目的）	
<p>第一条 この法律は、遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進すること等により、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。</p>		<p>第一条 この法律は、遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。</p>	
		第二章 遊漁船業 （遊漁船業者の登録）	第二章 遊漁船業 （遊漁船業者の登録）
（略）		（略）	
<p>2 前項の登録は、五年ごと（この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく处分の遵守の状況が不良な者にあつては、当該遵守の状況を考慮して四年以内において政令で定める期間ごと）にその更新を受けなければ、その期間によつて、その効力を失う。</p>		<p>2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>	

			3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「 <u>有効期間</u> 」といふ。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、 <u>有効期間</u> の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
4	（略）	（登録の申請）	
		第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下「 <u>登録</u> 」といふ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	
1	（略）	（登録の実施）	
2	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面 二 遊漁船業の実施に関する規程（以下「 <u>業務規程</u> 」といふ。） 三 その他農林水産省令で定める書類	第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下「 <u>遊漁船業者の登録</u> 」といふ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。	
3	業務規程には、利用者の安全管理に係る体制、業務の適正な運営を図るための従業者に対する教育の実施に関する事項その他の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する農林水産省令で定める事項を定めなければならない。	（登録の実施）	
4	（略）	（登録の実施）	
	第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に記載して、登録をしなければならない。	第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。	3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「 <u>登録の有効期間</u> 」といふ。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、 <u>登録の有効期間</u> の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

二 登録年月日及び有効期間の満了の日並びに登録番号
2 都道府県知事は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第二十一條第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 三 その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一條第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者
- イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（口において「親会社等」という。）
- ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
- ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

四 第二十一條第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行

二 登録年月日及び登録番号
2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第十九條第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第十九條第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

(新設)

(新設)

政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

五|

第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

六|

遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

七|

第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

八| 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九| この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第二百十九条第二項又は水産資源保護法第四条

（新設）

三|

第十九条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四| 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五| この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第二百十九条第二項又は水産資源保護法第四条

四条第一項の規定に基づく規則を含む。) 又は船員法(昭和二十二年法律第二百号)第一百七条の二第一項、第一百七条の三第一項、第一百七条の四第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二から第一百十八条の四まで若しくは第一百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第十三号において「暴力団員等」という。)
十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号(第三号を除く。)又は次号のいずれかに該当するもの
十二 法人でその役員のうちに第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの
十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
十四・十五 (略)
十六 業務規程(利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。)が農林水産省令で定める基準に適合していらない者
(略)

(登録事項の変更の届出)

第七条 遊漁船業者は、第五条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第十一号、第十二号、第十四号又は第十五号のいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を遊漁船業者登録簿に記載しなければならない。
3 第四条第二項(第二号を除く。)の規定は、第一項の規定によ

第一項の規定に基づく規則を含む。)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
(新設)
六 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
八・九 (略)
(新設)
六 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
八・九 (略)
(変更の届出)
第七条 遊漁船業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号から第九号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。
3 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用

る届出について準用する。

する。

(業務規程の変更の届出)

第八条 遊漁船業者は、業務規程の変更をするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(遊漁船業者登録簿の閲覧)

第九条 (略)

(廃業等の届出)

第十条 (略)

2 遊漁船業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該遊漁船業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十一条 都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(削る。)

する。

(新設)

(遊漁船業者登録簿の閲覧)

第八条 (略)

(廃業等の届出)

第九条 (略)

2 遊漁船業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、遊漁船業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十一条 都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該遊漁船業者の登録を抹消しなければならない。

(業務規程)

第十一条 遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、第三条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 業務規程には、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

(遊漁船業務主任者)

第十二条 遊漁船業者は、遊漁船に乗り組んで利用者の安全の確保

(遊漁船業務主任者)

第十二条 遊漁船業者は、遊漁船における利用者の安全の確保及び

及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する業務を行いう者で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「遊漁船業務主任者」という。）を選任して、漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理その他農林水産省令で定める業務を行わせなければならない。

（遊漁船業務主任者等の義務）

第十三条 遊漁船業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関し、遊漁船業務主任者のその職務を行う上で意見を尊重しなければならない。

（気象情報の収集等）

第十四条 （略）

第十五条 （略）

第十六条 （略）

（利用者名簿）

第十七条 （略）

（標識の掲示等）

第十七条 遊漁船業者は、農林水産省令で定める様式の標識について、営業所及び遊漁船ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（新設）

第十三条 （略）

第十四条 （略）

第十五条 （略）

（利用者名簿）

第十七条 （略）

（標識の掲示）

第十六条 遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する業務を行いう者で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「遊漁船業務主任者」という。）を選任して、遊漁船における利用者の安全管理その他農林水産省令で定める業務を行わせなければならない。

			2 遊漁船業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。
			（名義の利用等の禁止）
		第十八条 登録を受けた者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させさせてはならない。	（名義の利用等の禁止）
	2	2 登録を受けた者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、遊漁船業を他人にその名において経営させてはならない。	（名義の利用等の禁止）
		（事故の報告）	（新設）
		第十九条 遊漁船業者は、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他農林水産省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因その他農林水産省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	第十七条 遊漁船業者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはならない。
		（業務改善命令）	2 遊漁船業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、遊漁船業を他人にその名において経営させてはならない。
	第二十条	（略）	（業務改善命令）
		（登録の取消し等）	（登録の取消し等）
		第二十一条 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	第十九条 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
	2	一 （略） 二 不正の手段により登録を受けたとき。 三 第六条第一項第二号又は第八号から第十六号までのいずれかに該当することとなつたとき。 （略）	一 （略） 二 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。 三 第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。 （略）
		（都道府県知事による利用者の安全及び利益に関する情報の公表）	

(協議会)	
第二十八条	都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
2	協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一	都道府県知事
二	当該都道府県の区域内の遊漁船業者又は当該遊漁船業者を直接若しくは間接の構成員とする遊漁船業団体
三	当該都道府県の区域内において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会
四	関係地方公共団体、学識経験者その他の都道府県知事が必要と認める者
3	第一項の規定により協議会を組織する都道府県知事は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。
4	前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
5	協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係地方公共団体その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
6	協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
7	前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(報告及び立入検査)
第二十九条 (略)

第四章 雜則

(報告及び立入検査)
第二十四条 (略)

第四章 雜則

(新設)

(聴聞の方法の特例)	
第三十条	第二十七条の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
第三十一条	(略)
(政 府 の 援 助)	
第三十二条	(略)
(省令への委任)	
第三十三条	次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一	第三条第一項の規定に違反して登録を受けないで遊漁船業を営んだとき。
二	不正の手段によつて登録を受けたとき。
三	第十八条第一項の規定に違反してその名義を他人に遊漁船業のため利用させたとき。
四	第十八条第二項の規定に違反して遊漁船業を他人にその名において経営させたとき。
(聴聞の方法の特例)	
第二十五条	第二十三条の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
第二十六条	(略)
(政 府 の 援 助)	
第二十七条	(略)
(省令への委任)	
第二十八条	次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一	第三条第一項の規定に違反して登録を受けないで遊漁船業を営んだとき。
二	不正の手段によつて第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けた者
三	第十七条第一項の規定に違反してその名義を他人に遊漁船業のため利用させた者
四	第十七条第二項の規定に違反して遊漁船業を他人にその名において経営させた者
(新設)	
第二十九条	第十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一	第二十条の規定による命令（利用者の安全に係るものに限る。）に違反したとき。
二	第二十一条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して

遊漁船業を営んだとき。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、業務規程の変更をしたとき。

三 第十二条の規定に違反して遊漁船業務主任者を選任しなかつたとき。

四 第二十条の規定による命令に違反したとき（前条第一号に該当する場合を除く。）。

五 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

二 第十七条第一項の規定に違反したとき。

三 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供したとき。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十四条（第一号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（新設）

二 第十二条の規定に違反して遊漁船業務主任者を選任しなかつた者

三 第十八条の規定による命令に違反した者

四 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

二 第十六条第一項の規定に違反した者

三 第十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

（新設）

二 金刑
第三十三条、第三十四条（第一号に係る部分を除く。）、第三十五条又は前条 各本条の罰金刑

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。
一 第十条第一項の規定による届出を怠つた者
二 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第二十三条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

（新設）

第三十三条 第九条第一項の規定による届出を怠つた者は、五十万円以下の過料に処する。
（新設）
（新設）
（新設）

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正）</p> <p>第二百九十六条 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第一項第八号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第三十三条及び第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p>	<p>（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正）</p> <p>第二百九十六条 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第二十八条及び第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p>